

年金のお知らせ

◆ e・Taxでの確定申告等が簡単に利用できるように、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子送付サービスを開始しました

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスを開始しました。令和5年1月からは、受け取った電子データを国税庁の提供するe・Tax等に取込むことができ、簡単に確定申告ができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

◆ 国民年金保険料の後払い(追納)をお勧めします!

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受け

た期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

* 納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

国民健康保険被保険者のみなさんへ
医療費等通知書をお送りします

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかを

確認していただくために、「医療費等通知書」を令和5年2月中にお送りしま

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の10年以内の免除等期間に限られます。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410
住民課 ☎ 83-2182

す。

今回のお知らせは、主に令和4年7月から10月の間に医療機関で受診されたものになります。

※問い合わせは、住民課

☎ 83-2182

住民課からの
お知らせほか

だれでもカフェ奥多摩

町と「見守り協定」を締結しているコープみらいでは「だれでもカフェ奥多摩」を開催します。午前中のひと時、おしゃべりをしながら簡単な工作などを一緒に楽しみませんか?今回は『吊るし飾り』を作ります。

当日はコープみらいのスタッフ数名が会場で皆さまの来場をお待ちしています。

【日時】2月17日(金) 10:30~12:00

【会場】奥多摩町福祉会館 2階 会議室

【参加費】無料 【定員】10名

【申込不要】直接会場へお越しください。

【問い合わせ】コープみらい東京都本部 参加とネットワーク推進部

☎ 03-3382-5665 (9時~17時 土日祝日休み)



一緒に
「吊るし飾り」
を作しましょう!

※この活動は、コープの子育て・高齢者支援事業の一つで、地域の居場所づくりを目的としており、営利を目的としているものではありません。 ※状況で中止になる場合があります。

※この事業は奥多摩町地域包括支援センターが協力しています。(☎ 83-8555)

※感染予防のため当日の検温とマスク着用をお願いします。 ※体調がすぐれない方は来場をお控えください